

「エース任意労災制度」

のご案内



—売上高方式<甲型 J V不担保用・臨時費用不担保用>—

業務中のケガによる死亡・後遺障害、入院、通院、休業補償、使用者賠償責任（オプション）を補償します！！

- 団体契約により 保険料 **20%割引！！**
- 役員、個人事業主、正規従業員、臨時雇従業員はもちろん、下請負人とその従業員も補償対象！
- 経審（経営事項審査）評点がアップ！

A・B・C・Dプラン共通

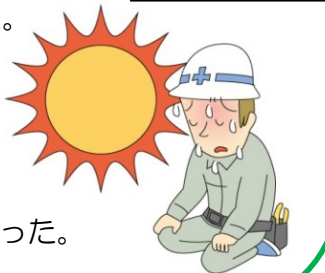
業務中のケガによる
死亡・後遺障害、入院、通院

<現場作業中のケガ>
カッターナイフで手を
切ってしまった。



<事務工作中的ケガ>
銀行へ行く途中、自転車
で転倒して腕を骨折した。

<仕事中に熱中症>
酷暑の中での作業で
熱中症になってしまった。



業務中のケガなどが
原因で働けなくなった
場合に備えて

C・Dプランのみ

おすすめします！

業務中のケガで働けなくなった時の
収入を補う「**休業補償あいプラン**」

<仕事中のケガによる休業>
脚立から落ちて足を骨折し、
1ヵ月安静と医者から言われた。



保険の正式名称

事業活動総合保険「傷害等担保条項（以下、傷害ユニット）」

保険期間

2021年 6月 1日午後4時から
2022年 6月 1日午後4時までの1年間

募集締切日

2021年 5月 7日（金）

ご加入方法

- 同封の「加入依頼書」「保険料算出の基礎数値に関する申告書」「災害補償規程」にご記入のうえ、郵送で事務局までお送りください。事務局に到着次第保険料をご案内します。
- 保険料算出の基礎となる年間売上高（消費税込み）は正しくご申告ください。正しいご申告をいただきませんと保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料払込方法は一括払となります

書類提出先

京都府電気工事工業協同組合（事務局 TEL：075-692-1234）

保険契約者

京都府電気工事工業協同組合

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

※「エース任意労災制度」は、事業活動総合保険（傷害ユニット）を京都府電気工事工業協同組合が損保ジャパンと契約する団体保険制度です。

1. エース任意労災制度 補償内容

基本補償

Cプラン・Dプラン(休業補償ありプラン)

Aプラン・Bプラン(休業補償なしプラン)



補償対象者が工事現場の足場から転落してケガをし入院した。



補償対象者がショベルカーにぶつけられ後遺障害が生じた。



補償対象者が通勤中に交通事故にあい、亡くなられた。

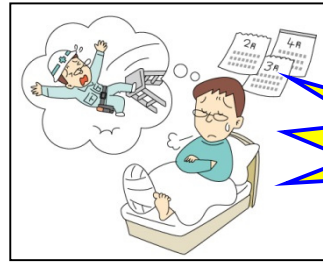


補償対象者がプライベートで旅行中、転倒してケガをし入院をした。

<休業補償>

補償対象者が業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、就業不能期間に対して、1日につき休業保険金額日額を限度にお支払いします。(日額5,000円)

※免責期間が3日間あるため、4日目から支払いの対象となります。



おすすめします

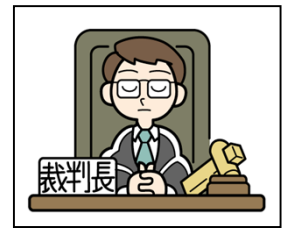
オプション

<使用者賠償責任の補償(使用者賠償責任補償特約セット)>

労災事故により、貴社が負担される法律上の損害賠償責任を補償します。

【高額事故事例】 判決8,123万円！！

作業中の従業員が家屋の解体中に2階から転落し、後遺障害等級第1級の認定を受けるケガをした。(東京地方裁判所:平成17年11月3日)



「補償対象者」とは？

業務中の事故(出退勤途上を含みます。)	業務外の事故
① 役員 ② 個人事業主 ③ 正規従業員(家族従事者を含みます。) ④ 臨時雇従業員 ⑤ 下請負人およびその構成員 ※⑤は貴社から請け負った業務中の事故にかぎります。	① 役員 ② 個人事業主 ③ 正規従業員(家族従事者を含みます。) ④ 臨時雇従業員

【ご注意点】

- ☑ 補償対象者となる「正規従業員」および「臨時雇従業員」は次の要件をいずれも満たす必要があります。
 - 被保険者(企業等)との間に使用従属関係があること。
 - 被保険者(企業等)から賃金の支払を受けていること。
- ☑ 被保険者が日本国内で行う業務にかかる下請契約における請負人を「下請負人」といいます。

2. 基本補償およびオプションの保険料（例）

«ご注意ください!»

□下表は売上高（消費税込みの金額）による保険料の目安を表示しています。実際にお支払いいただく保険料は、「エース任意労災制度・加入依頼書」と一緒にご提出いただく「保険料算出の基礎数値に関する申告書」にご記入いただいた売上高（消費税込み）で計算し、組合からご案内します。売上高は直近会計年度の売上高（消費税込み）をご申告ください。なお、ご申告いただいた売上高（消費税込み）が事実と異なる場合、保険金をお支払い出来ない場合がありますのでご注意ください。

□下表保険料は昨年加入いただいた組合員合算の年間売上高（消費税込み）に基づき、多数割引20%を適用しています。

□新たに事業を立ち上げられた方は、年間の売上高見込み額を消費税込みの金額でご申告ください。

Aプラン・Bプラン保険料（例）（休業補償なしプラン）

ご契約タイプ	Aプラン	Aプラン +	Aプラン +	Bプラン	Bプラン +	Bプラン +	
	死亡・後遺障害 充実プラン	使用者賠償責任 5,000万円	使用者賠償責任 1億円	入院補償 充実プラン	使用者賠償責任 5,000万円	使用者賠償責任 1億円	
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円	
業務外死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円	
入院(日額)	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円	
業務外入院(日額)	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円	
通院(日額)	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
業務外通院(日額)	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
使用者賠償責任		5,000万円	1億円		5,000万円	1億円	
休業補償(日額)							
保険料(保険期間1年、多数割引20%、一時払)							
前年度 売上高 (消費税込)	500万円	10,220	14,280	15,050	11,120	15,370	16,150
	1,000万円	20,420	28,550	30,090	22,300	30,810	32,350
	3,000万円	61,240	85,620	90,240	66,840	92,370	96,990
	5,000万円	88,730	124,060	130,750	96,870	133,870	140,560
	1億円	154,340	216,640	228,440	168,310	233,550	245,360
	2億円	222,470	313,680	330,970	242,440	337,970	355,260

Cプラン・Dプラン保険料（例）（休業補償ありプラン）

おすすめします

ご契約タイプ	Cプラン	Cプラン +	Cプラン +	Dプラン	Dプラン +	Dプラン +	
	Aプラン+休業補償 (てん補期間362日)	使用者賠償責任 5,000万円	使用者賠償責任 1億円	Bプラン+休業補償 (てん補期間362日)	使用者賠償責任 5,000万円	使用者賠償責任 1億円	
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円	
業務外死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円	
入院(日額)	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円	
業務外入院(日額)	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円	
通院(日額)	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
業務外通院(日額)	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
使用者賠償責任		5,000万円	1億円		5,000万円	1億円	
休業補償(日額)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
保険料(保険期間1年、多数割引20%、一時払)							
前年度 売上高 (消費税込)	500万円	17,200	21,180	21,950	18,100	22,290	23,050
	1,000万円	34,370	42,320	43,870	36,250	44,610	46,160
	3,000万円	103,080	126,950	131,570	108,680	133,780	138,400
	5,000万円	149,370	183,960	190,650	157,510	193,890	200,580
	1億円	260,200	321,200	333,010	274,170	338,320	350,130
	2億円	375,730	465,040	482,330	395,700	489,620	506,910

【セットされる特約】

- ・事業活動総合保険追加特約
- ・天災危険補償特約:地震・噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガを補償(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)

3. 保険金をお支払いする場合

(1) 業務中の災害の補償

補償対象者が貴社の業務に従事している間*1に偶然な事故によりケガ*2をされたり、業務上の症状*3を被られた場合（以下ケガおよび業務上の症状を「ケガなど」といいます。）に、貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金*4を支出することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類と内容	
保険金の種類	内容
①死亡補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。（すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。）
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%～4%を限度にお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなどにより入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなどにより、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎりです。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなどにより医師の治療を受けたとき、通院日数（往診日数も含めます。）1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

【ご注意！】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。

- 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

(2) 業務外の災害の補償

補償対象者が貴社の業務に従事している間以外の偶然な事故によりケガをされた場合に、貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類と内容	
保険金の種類	内容
⑥業務外死亡補償保険金	お支払いする保険金の内容は、「業務中の災害の補償」の①から⑤までと同じです。ただし、「ケガなど」は「ケガ」と読み替えます。
⑦業務外後遺障害補償保険金	
⑧業務外入院補償保険金	
⑨業務外手術補償保険金	
⑩業務外通院補償保険金	

*1 出退勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は貴社から請け負った業務に従事中心にかぎりです。

*2 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同じです。

*3 次のa)からc)までの要件をすべて満たす症状にかぎりです。（熱中症・しもやけなどが該当し、振動症候群、腱（けん）鞘炎（しょうえん）、塵肺症（じんばいしょう）やかぜ症候群などは該当しません。）

a)偶然かつ外来によるもの b)労働環境に起因するもの c)その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

*4 名称を問わず、災害補償規程、雇用または委任契約上の慣習などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。なお、この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、補償内容が重複する他の保険契約など※がある場合にも、この保険契約でお支払いすべき保険金の額をお支払いします。なお、他の保険契約など※からすでに保険金がお支払われている場合には、この保険契約でお支払いすべき保険金の額からすでに支払われた保険金の額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、この保険契約でお支払いすべき保険金の額は、他の保険契約など※から支払われる保険金の額と合算して災害補償規程などに定める補償金の額が限度となります。したがって、保険金額は災害補償規程などの範囲内で設定してください。※労働災害総合保険、貴社を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

※ケガなどをされた時に、すでに存在していたケガなどや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガなどをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガなどや病気の影響によって、ケガなどの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3. 保険金をお支払いする場合（続き）

（3）休業補償について（てん補期間362日）

補償対象者が貴社の業務（貴社から請け負った業務を含みます。）に従事している間の事故によりケガ等を被り、その直接結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、被保険者が災害補償規程に基づき、補償対象者に対して補償金を支払ったことにより被る損害を補償するものです。休業補償保険金は次の算式により算出した額を限度としてお支払いをします。ただし、免責期間（※）の就業不能に対しては保険金をお支払いしません。

【休業補償保険金のお支払い限度額】

休業補償保険金 = 休業補償保険金日額(5,000円) × 就業不能期間日数(362日限度)

（※）就業不能が開始した日から起算して3日を経過するまでの期間をいいます。

（4）使用者賠償責任の補償（オプション）

貴社の従業員や下請負人の従業員（貴社の役員および家族従事者を除きます。）が貴社の業務（貴社から請け負った業務を含みます。）に従事している間*の事故によりケガなどをされたことについて、貴社およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。（1事故につき、加入依頼書の使用者賠償責任補償特約の保険金額欄に記載の金額を限度）。また下記の⑫から⑯までの費用については、貴社に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

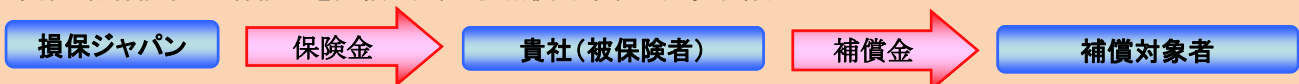
※業務外の災害については、貴社に損害賠償責任が発生しないため対象となりません。

※日本国内の事故にかぎりお支払いの対象となります。

お支払いする保険金の種類と内容	
保険金の種類	内容
⑪正味損害賠償金	貴社が補償対象者等に対して支払うべき損害賠償金をいい、次に掲げる金額の合計額を超過する額とします。 1. 労災保険法等により給付される金額 2. 自賠責保険または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 3. 災害補償規程などに従い、貴社がその内容に基づき補償対象者等に支払うべき金額
⑫損害防止費用	損害の発生および拡大を防止するための費用のうち、必要または有益であった費用。
⑬権利保全費用	第三者に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出する費用。
⑭争訟費用	訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要する費用。
⑮争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために貴社が支出した次の費用。 ○意見書・鑑定書作成費用、裁判所などに提出する文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故再現実験費用、使用人に対して支払う超過勤務手当および交通費、臨時雇入費用
⑯協力費用	損保ジャパンによる損害賠償請求の解決に協力するために貴社が支出する費用。

事業活動総合保険（傷害ユニット）は、貴社が従業員などの補償対象者に対して「災害補償規程」などに基づいて行う福利厚生制度をバックアップする保険です。この保険では、貴社が制定する災害補償規程などに基づき補償対象者に支払う補償金に対しての補償を行いますので、保険金はこのご契約の被保険者（保険の補償を受けられる方）である貴社にお支払いします。（補償対象者またはそのご遺族から貴社に宛てた補償金受領証などをご提出いただきます。）また、保険会社より補償対象者へ直接お支払することも可能です。

◆ 貴社（被保険者）が保険金を受領し、その後補償対象者へ支払う場合



◆ 保険会社から補償対象者へ直接保険金を支払う場合



4. 保険金をお支払いできない場合

《共通》

- ご契約者または貴社(被保険者)の故意
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ など
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転中のケガ など
- 戦争、核燃料物質によるケガ など
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなどの登山道具を使用するもの)、ポプスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ など
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ など
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ など
- 補償対象者の脳疾患、病氣(業務上の症状を除きます。)または心神喪失 など

《基本補償・休業補償固有》

- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的所見のないもの
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 など

《オプション:使用者賠償責任固有》

- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 補償対象者と同居および家計をともにする親族に対して負担する損害賠償責任
- 労災保険等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被る損害
- 労働基準法76条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償責任
- 貴社(被保険者)が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害
- 日本国外の裁判所に提起された訴訟 など

5. ご加入方法 (加入対象者および記名被保険者は京都府電気工事工業協同組合組合員にかぎりませす。)

- ◆ご加入希望の方は下記書類を組合にご提出ください。組合が団体保険契約者として、損保ジャパンと契約締結します。
- ◆保険料は組合に持参ください。
- ◆団体保険契約者: 京都府電気工事工業協同組合 (〒601-8034京都市南区東九条南河辺町3番地 TEL075-692-1234)

ご提出書類	<input type="checkbox"/> 「加入依頼書」
	<input type="checkbox"/> 「保険料算出の基礎数値に関する申告書」
	<input type="checkbox"/> 「災害補償規程」に捺印したもの(毎年、ご提出いただきます。)

申込締切日: 2021年5月7日(金) ※締切日以降は中途加入を随時受け付けします。

6. ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

◆加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

<通知事項>

- ◆加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること(※)
- ◆法定外補償規定などの変更

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合でその事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。)

6. ご加入にあたってのご注意（続き）

- (2)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (3)また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができなくなります。

◆ご契約者の住所などを変更される場合

- (4)保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

7. その他ご注意いただくこと

- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（加入依頼書等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 傷害ユニットでお支払いする保険金のうち、ケガなどをされた役員や従業員などに支払う補償金につきましては、法定外補償規定（災害補償規程）などに定める補償金の額の範囲内の額を、保険金額として設定いただけます。なお、お支払いする補償金の額は、保険金額または法定外補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など（※）により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約など（※）から支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。
（※）労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 売上高等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入の日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。

8. 万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害（※1）の額、損害（※1）の程度および損害（※1）の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書（写）、死体検案書（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手からの領収証、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書（※2）、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※1）損害とは保険金のお支払い対象となる損害となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

（※2）保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

8. 万一事故にあわれたら（続き）

■前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

〔ナビダイヤル〕0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。

問い合わせ先

【組合事務局】

京都府電気工事工業協同組合

〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3

TEL 075-692-1234 FAX 075-692-1233（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【取扱代理店】

有限会社ライフエース 担当：倉田・岩松

〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3

TEL 075-692-1230 FAX 075-692-1233（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 関西企業営業部京都企業営業課

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671

TEL 075-252-8030 : FAX 075-223-2317（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）